

横浜みどりアップ計画市民推進会議 第8回「森を育む」施策を検討する部会 会議録	
日 時	平成28年3月8日（火）9時30分から11時30分まで
開 催 場 所	関内第二ビル6階6G会議室
出 席 者	望月部会長、東委員、加茂委員
欠 席 者	清水委員、関水委員
開 催 形 態	公開（傍聴0人）
議 題	1 横浜みどりアップ計画「森を育む」施策の評価・提案について 2 その他
議 事	<p style="text-align: center;">【開 会】</p> <p>（事務局） （部会員の紹介、会議の進行について説明、資料の確認）</p> <p>（望月部会長）おはようございます。よろしくお願ひいたします。 物事は何でもそうなのですが、新しい行政の取組が行われると、最初は注目を浴びて、皆さんの関心が非常に高いのですが、その新しい行政の取組が成果を出し始めるには、3年とか5年かかるものです。一番成果が出るころには、世間の関心はあまりないけれども、よくよく見ていると、とても大きな成果を挙げている。そこでやはり重要なのがこういう計画を強化し、提案し、そして「なるほど、こういうことが実りある行政として行われた」というところをきちんと市民の皆さんに伝えていくことが、とても重要になると思っています。 その意味で、市民推進会議がその役割のひとつを果たせればいいなと思っています。そのために、この部会が少しでも貢献できればと思っています。よろしくお願ひします。 では、議題に入らせていただきます。 本日の議題は1つだけで「横浜みどりアップ計画『森を育む』施策の評価・提案について」ということです。それでは、これについて、事務局のほうから説明をお願ひしたいと思います。</p> <p>（事務局） （資料1～2及び参考資料について説明）</p> <p>（望月部会長）それでは、この部会のテーマであります、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」の評価、提案について、これから議論させていただきたいと思っています。 せっかく担当の事務局の方々がいらっしゃいますので、もう少し取組の柱について具体的に、市民委員のほうから聞きたいことはありますでしょうか。こういう点はどうなのか、ああいう点はどうなのかという事柄について、何でも結構です。単純な疑問でも構いませんので、順番に投げかけていただきたいと思います。</p> <p>（望月部会長）最初に、施策1の「樹林地の確実な保全の推進」というものがあるので、順不同になるとごちゃごちゃになるので、順番に行きましょうか。 まず「樹林地の確実な保全の推進」という、この施策について、何かございましたら。どうぞ、東委員。</p>

(東委員) 毎年100ヘクタールの目標を積み上げてきたということは本当に評価したいと思いますし、ここにコメント欄がついてよかったなと思います。また、全国7割に当たる40ヘクタールをさらに上回ったということで、横浜市の取組が全国でも本当に注目すべき取組であるということは非常に評価されるべきだと思います。

ただ、わかりにくいなと思ったのが、数字だけでは見えない部分です。緑の質、森の質はどうなっているのだろうかというのが気になるところで、そこが例えば横浜市全体の中で、人口がこの地域が増えたから、ここに森が欲しいとか、市全体の中でどのようなゾーニングを計画した上で、この森を指定しているのかとか、そういったことはどうなのでしょう。あるいは指定面積の数字では広いけれども、なかなか行きにくい場所と、数字は小さいけれども、住宅地に近い場所で、数字だけでは評価できない部分がありますよね。指定した森というものがどうなのかとか、森の質というものがいろいろと気になる場所ではあるのです。

まず、今回買取りされた中で、本当にこの森はいい森を指定できたというものを例えば3つ挙げるとしたらどんな森ですか。例えば利用価値が高いとか、生物多様性がすごく優れているとか、いろいろあると思うのですが。まとまりのある広い森だとか。

(事務局) 緑の10大拠点というエリアには、何十ヘクタール規模の緑地が残されており、生物多様性にも優れ、横浜市が未来に残していく、継承すべき重要な緑地があり、そこに位置する緑地は、特別緑地保全地区等の永年的に保全できるような制度でできるだけ指定をしています。そういったところで買取りの申し出があれば、対応しています。

個々の樹林地で言いますと、優劣はつけにくいのですが、例えば野庭、あるいは上川井町、あと名瀬などは緑の10大拠点に位置していることもあり、優れていると思っています。

横浜市の“買取りが可能な制度”というものは、特別緑地保全地区あるいは近郊緑地特別保全地区として、都市計画決定をした場所であり、都市緑地法に基づいて指定をしています。それらの地区において買取申出が出た場所は横浜市が対応する義務が生じますので、その場所は買っています。市民の森やふれあいの樹林地で、10年間の市民の森契約あるいはふれあいの樹林地契約をして、市民に公開しているような場所については、公開している以上、例えば相続があり、契約をやめたいというときもありますね。そういったときには、ぜひ買わせてくださいということで交渉して、買い取り、未来に残している。特別緑地保全地区や近郊緑地保全地区、もしくは市民の森のような公開している場所については、買ってでも残していく。

ただ、源流の森あるいは市街化区域の緑地保存地区については異なります。これは10年契約の期間限定の制度なのですが、これらの制度で指定した樹林地は、当面残してくださいということでやっています。それがある程度、2ヘクタール、3ヘクタールほどにまとまってくれば、まとまりのある優良な緑地として、特別緑地保全地区などに指定していく。そういう考え方でやっております。

もともと、みどりアップ計画がスタートしたときに、横浜市の税を扱っている部署から、固定資産税で地目が山林として課税されている500㎡以上の場所全てについて、その情報をいただ

	<p>いて、1筆500㎡以上の樹林地を持っている方全てへダイレクトメールを送付し、今ある樹林地を残したいということで交渉してまいりました。連絡がなかった方へは、さらに次の年にも送付し、今ある樹林地をできるだけ保全しようと交渉してまいりました。</p> <p>ただ、土地所有者もいろいろな意向を持っています。10年間ならいいとか、相続税が8割の評価減になり永年指定である特別緑地保全地区に指定してほしいとか、いろいろな意向があります。緑の10大拠点に位置するという重要性とともに、その土地所有者の意向も踏まえながら、今できる制度を御案内して、それにマッチするものを指定していく、という考え方でやっております。</p> <p>(東委員) すみません。この野庭の森というものはどのような感じの森なのですか。</p> <p>(事務局) 現地の状況はどのような状況か、ということですか。</p> <p>(東委員) そうです。</p> <p>(事務局) ここは谷戸景観に優れている場所で、緑の10大拠点のひとつです。3年ぐらい前に、野庭地区で特別緑地保全地区がやっと指定されて、これが第2弾なのですが、徐々に樹林地の指定については同意いただき、指定範囲が拡大している状況です。かなり生物多様性に優れた場所ではないかなと思っています。</p> <p>農地も含め、一体的な自然景観が優れている場所ですので、農地も含めて指定ということも考えられなくはないのですが、今のところ、樹林地の部分だけ指定をしています。</p> <p>(東委員) 新治に似たような雰囲気ですか。</p> <p>(事務局) 新治はかなりまとまっていますけれども、こちらは筋になって、その間に農地があつてという場所です。景観的には少し違うかなと思います。</p> <p>(東委員) 舞岡に近い雰囲気ですか。</p> <p>(事務局) そうです。舞岡は細長く筋になって、農地が入り込んでいますので、同じような感じだと思います。</p> <p>樹林地は、舞岡よりも少し細長い感じがします。</p> <p>(東委員) 今、子ども版のみどりアップ計画のリーフレットを作っているのですが、森をどうして守らないといけないのかということ子どもに伝えるときに、では、森が減ったら何が困るかということ表現するのは難しいと考えています。森があると、まとまりがある森で遊び回るとか、防災の面でのメリットがあるとか、いろいろあるということ子どもにだったらわかりやすいのかなと思ったのです。</p> <p>例えば、防災の面だったりとか、人が生きやすいとか、そういう観点から、ここは残さないといけないという森はないのでしょうか。</p> <p>(加茂委員) 私も、防災の観点から樹林地というものは非常に大事だということが、自然環境に関わってきたこの数年のうちはかなり変わってきてまして、そこに着目するように動いているような気が</p>
--	---

	<p>します。そういう観点もここに入れたらいいかなと思っています。</p> <p>源流の森というものは1,000㎡以下の樹林地について“源流”という名前をつけているということですか。</p>
(事務局)	1,000㎡以上です。1,000㎡以上で対象にしています。
(加茂委員)	場所的なことは特にないわけですね。
(事務局)	現況が樹林地であれば、山林課税ということで確認をして、それで指定をしています。それと、調整区域にある樹林地であるということですね。
(加茂委員)	<p>市街化調整区域の中ということですね。</p> <p>それで、防災というか、保水という役割があることをもう少し表現したらいいのではないかと思うのですが。樹林地を守ることの必要性を考えたとき、この森を守ることによって災害にも強い町になっていくのだということが書けると、もっと一般の市民に伝わるかなということを感じています。</p> <p>生物多様性ととも、崖の問題が最近話題になっていますが、丘陵地の多い横浜の町を安全な町にするために、ぜひ、森の役割についてももう少し書かれると子どもにも伝わるかなと思います。</p>
(東委員)	数字だけを目標にして樹林地の指定が進んできているので、数字で見えない部分、樹林地の質のような部分をもう少し増やしてほしいです。例えば担当者からのコメントでも入っていると、この買取りや指定の意義というものがすごくよくわかるのではないかと思います。
(事務局)	ただ、何ヘクタールを指定したというだけでなく、その指定した森はこんな森で、こんな役割、こんな機能を果たしているということが伝わるといういいということですか。
(東委員)	そうです。
(事務局)	例えばまとまりがあるから、防災上や生物多様性の観点からも、大きな役割を果たしているものになるだろうというような、そんなイメージですか。
(東委員)	<p>そうです。</p> <p>あと、この100ヘクタールの目標の根拠というものも、全体会議で聞いたときは曖昧だったのですが、数字だけを目標にしていいのかとか、もう少し市全体の開発の様子などを見ながら、何かしていくことも必要なのかなと思ひまして、そういうものを明記したほうが良いのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>年100ヘクタール、5年で500ヘクタールの根拠・考え方は、わかりづらいところもあるかもしれませんが、計画冊子の10ページに書いてあります。真ん中のあたりです。</p> <p>緑のハッチがかかっているところなのですが、一番上の青いラインが保全対象の樹林地の面積であり、今、残っている横浜市樹林地の面積です。例えば、今、平成28年ですので、対象になる樹林地は2,500～3,000ヘクタールの間ぐらいあります。</p> <p>どうしても開発などにより少しずつ減っているトレンドがあ</p>

りますので、そのトレンドでこの減り方の傾きを決めています。平成37年というのは、「横浜市水と緑の基本計画」という、水や緑施策関係の大もととなる計画の目標年次です。その目標年次までに、この保全対象になる樹林地を全て、何かしらの形で指定をしていくためには、つまり、平成37年でこの青線にぶつかるためには、年100ヘクタールずつの指定をしていくと、平成37年には全ての樹林地を指定できる、という考え方で、年100ヘクタールという設定をしています。

これは、考え方としてそういう目標設定をしています。なので、平成37年に、本当に全ての保全対象樹林地を指定するかといいますと、自分で持ったまま保全をするという意向の土地所有者もいらっしゃると思いますので、あくまで計画論としてそういう設定をしているというだけですので、現実とは違うところはるかと思えます。

みどりアップ計画がスタートしたときには、緑の効用というものは防災機能とか生物多様性とか、いろいろな機能があって、それをも踏まえた上で、50ヘクタールとか100ヘクタールとか毎年実際に減ってきたものを、「少しでも食い止めないといけない」、「これ以上減らしてはいけない」、「その機能・効用がなくなる」ということでもともとスタートしています。目標を達成すればいいのかということではなくて、そもそも何だったのかということですね。何かそういうことがわかりやすいように、表現の工夫はしたほうがいいのかもしれないです。

(加茂委員) 質問なのですが、指定した後、市民の森のように公開するところと、森として保全だけしていくところとがあると思うのですが、そのことを伝える必要はないのかなと思いましたが。どのように説明したらいいのか、ということは少し思いつかないのですが。市民の森になって公開になるというのは、とても良くわかるのですが、そうではない保全の仕方もある。それも大事だということもわかるのですが、それについては、ここからは読み取れない感じかなという気がするのです。

(事務局) 土地所有者の意向というものはできるだけ尊重しないとなかなか指定ができないのです。例えば樹林地があって、これは公開できると我々は思っている、土地所有者は入らせたくないというならば公開できません。土地所有者の意向にうまく合った場合、公開できます。土地所有者が公開したくない、ということであれば、公開が原則ではない方法で指定しようという話になってくるのです。ですから、難しいのです。

けれども、緑地保存地区であっても、源流の森であっても、表示板はちゃんとつくって、「ここは源流の森です」、「ここは特別緑地保全地区です」という表示をしています。

公開するものについては、整備して、案内看板もつくり、「ここはこういう森で公開しています」ということを案内しています。

(加茂委員) そうではなくて、「公開しない森も大事だ」ということを伝えられたらいいかなと思っています。そのことを理解できる人は理解できると思うのですが、一般的な市民には伝わらないです。そういう守り方もあるということ、どこかで表記したらいいのか、しないほうがいいのか、わかりませんが。

あと、もう一つ感じたのは、“大きなところはほぼ指定が終わっていて、これから小さいところの指定が…”と書かれています。確かにそうなのだろうなと思います。見える化してもらっ

た「樹林地保全マップ」の地図にあるものでは、大小の大きさはわからないですね。指定された場所の大きさがわかるように表示したほうが良いと思うのです。

(事務局) 面積についての数値情報は出ているのですが。

(加茂委員) ここは大きな森であるとか、そういうものがよりわかったほうが良いと思います。大きなところは赤とか黄色とか、大きさの違いがわかると、よりわかりやすいと思います。ただ、点々ですと、みんな均等のように思えてしまうので、そういう工夫があるともうちょっといいかなと思いました。

(望月部会長) 東さんが最初に聞いた点なのですが、横浜市水と緑の基本計画というものがあって、その目標期間の設定が平成37年ですね。それで、横浜の全体の樹林地というものを大体推計して、その当時、2,800ヘクタールぐらいでしたか、2,700ヘクタールでしたか。

(事務局) 最初は2,830ヘクタールでした。

(望月部会長) これが、だんだん開発が行われて減ってしまうので、何とか守っていきましょう。けれども、減るのはやむを得ないところがあるので、平成37年だと2,500ヘクタールぐらいになるかなという予測を立てて、2,500ヘクタールぐらいまでで何とか抑えたいと考え、計画がつくられています。それで平成37年までに、2,500ヘクタールの樹林地を持っている方々に、何らかの形で横浜市のネットワークの中に入れてもらえないかな、という計画を立案したのです。

それを実現するとすれば、すごい計画です。こんなものができるのかと想像していたのですが、毎年100ヘクタールぐらいを指定していけば、平成37年までに約2,500ヘクタールが指定できるという、壮大な計画をつくったのです。できっこないよというのが、実を言えば、私たちの考え方だったのですけれども、みどり税というものができて、ちゃんと担保も与えて、買取りをきちんとしますと言って、多くの山を持つ土地所有者が安心したのです。

山を持つ土地所有者たちにとって、自分が死んだときに一番心配なのが相続税だったのです。山を1つ相続させるという話になりますと、大体、相続税を払うために山を売り払わないといけないのです。売り払って相続税を払っても、そのときの値段の関係があるので、手元にはわずかしかなかった。

その後、売り払った山にどういうことが起こるかといいますと、大体、宅地開発されてしまいます。市街化調整区域であったとしても特別な施設はつくれてしまうので、老人ホームをつくったりしてしまいます。相続で売り払うと、山がすっかり開発されてしまうのです。

昭和30年代以降、山を持っていても出費がかさむばかりで、維持してられないのです。木を植えませんし、売っても売るために木を出すかといったら、そのコストで代金などは、スズメの涙ほどでし。木を売りに出すかといったら赤字覚悟で売らないといけない状況ですので、山を持っていると大変な目に遭ってしまうのです。しかも、自分が死んだときに相続税で持っていかれてしまいます。「自分は一生懸命に山を残していたのに、結局、宅地開発にされてしまい、山が消えてしまう」という状況は耐えがたいというのが、都会における山を持つ土地所有者の心情なのです。

それを何とかそうならないように、相続税の評価額を下げる
ことができるのが特別緑地保全地区です。特別緑地保全地区に
指定されますと、相続税の評価額が8割になり、相続するとき
に、ある程度、手元に残るのです。それで、お子さんやお孫さ
んに土地を、いわゆる山林の形で残すことができることになる
のです。それを担保しましょうと言って話をしているわけです。

そうしますと、この山が残るのだったら、この山はこの保全
地区に指定しておけば、自分の子や孫にとっても相続の際に助
かりますし、まして山が残るということに、山を持つ土地所有
者の思いがこもるわけです。それで、ここに書いてある大規模
な樹林地の所有者は大体みんな、手を挙げるのです。すごいで
す。

実を言いますと、私の田舎なども山は持っているのですが、
たまったものではないです。持ち出しばかりで、しょうがない
のです。そういう事情がこの背景にあるのですね。

(事務局) そのとおりです。

(望月部会長) せっかく市の担当者からのコメントがあるので、土地所有者
の意見などが含まれているコメントがあるとわかりやすいと思
うのです。

私たちも土地所有者の元へ行きましたね。

(東委員) 名瀬でしたね。

(望月部会長) 名瀬でしたか。

(東委員) はい。

(望月部会長) 「山を維持することは、私の責任だと思って今までやってきた
のですが、もうどうしようもない。息子がサラリーマンをやっ
ているのですが、手伝いに来てくれるので何とかやっているの
だ」という話がありました。そのような土地所有者の感想みた
いなものは、担当者も知っていると思うので、そういうものが
中に入ると、市民にとっては非常にわかりやすい。大事な山で
あるということがわかる。

すみません。第1の施策1のところをたくさん使って
しまいました。資料2に戻りましょうか。

施策2のところを“良好な森を育成する取組の推進”という
ところがありますので、何かここについて御意見はありますか。

愛護会が大事なのです。市民の森をつくと、管理は原則として
土地所有者がやるのですが、そこに愛護会というものをつくるの
です。それで、地域の皆さんがそこに入ってきてくれる。愛護会と
して、市民の森の維持管理にかかわってくれる。市民の森の維持管理
にかかわってくると、機器とか道具類とか、そういうものが必要に
なる。機器や道具類の購入にお金がかかるので、愛護会に対して補
助金を出す。その愛護会の活動支援にみどり税が使えます。
ですから、みどり税がなくなってしまうと、こういう施策はどうな
るのかということが、最大の心配事です。

(東委員) 追分市民の森愛護会の方に、取材でお話を聞きましたが、市
民の森の近隣の方とか土地所有者たちも愛護会に入っているの
でしょうね。

(望月部会長) そうです。木を刈り込んだり、あるいは草刈りしたりする。

	<p>そういうために皆さんの協力が必要なのですが、愛護会を運営するための費用がかかります。そのための財源のほとんどについて、みどり税を充当しているのです。イベントも基本的にはみどり税です。</p>
(東委員)	<p>愛護会は森を守るのが一番の目的ですけれども、それがあつてことで地域の人たちのつながりがまた強化されているみたいな感じもありますね。</p>
(望月部会長)	<p>そのとおりです。</p>
(東委員)	<p>ここは本当に良い取組ですね。</p>
(加茂委員)	<p>私、よくわかっていないのですが、公園がここに出てきます。樹林地のある公園ということですが、市民の森まではいかないけれども、森としての維持管理が必要な公園が対象ということでしょうか。</p>
(事務局)	<p>公園の中には、もともとあつた既存の樹林地をそのまま取り込んでいる公園もあります。そういった公園については、樹林地としての質を高めていく必要がありますので、保全管理計画をつくっています。</p>
(加茂委員)	<p>公園の場合は、やはり全て公的なものだから、公園事務所などが主体でしょうか。</p>
(事務局)	<p>公園にも多くの場合、愛護会があります。ですので、公園の愛護会の方々と一緒になって保全管理計画を作り、維持管理について、行政と市民の方で役割分担をしながらやっています。</p>
(東委員)	<p>先ほど、施策1で質問したことにも関係するのですが、“生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上”という取組で、斜面地の法面の整備をやっていらっしゃるということですね。横浜市は、昨年いろいろと斜面のことが問題になったので、ここは非常に注目なところかなと思いました。 獅子ヶ谷市民の森は、どのような状況ですか。</p>
(事務局)	<p>やはり急傾斜で、崖崩れの心配があるということで、整備しています。生物多様性に配慮するという観点で、斜面部の樹木をできるだけ切らずに整備し、どうしても切らなくては整備できない場合には、在来の樹種が復元できるようにするなど、生物多様性の観点も含めて整備しています。</p>
(東委員)	<p>地盤を強化するための森づくりのようなことは、どうなのでしょう。</p>
(事務局)	<p>樹木そのものが地盤に与える影響もありますので、法面上の樹木をどう育成していくかということは考えていく必要があります。 森づくりガイドラインや保全管理計画の中でも、その点は考えています。例えば、大木があると、木が揺すられて、地面がもろくなる可能性もあります。そういうところは、根を残して再度芽吹かせることで、萌芽更新をさせて、法面の負担を軽くしつつ、緑は減らさないやり方をしていこう。そういうことも考えています。</p>

(加茂委員) そういうことを市民にわかるようにすることは、難しいのかな。森づくりと一言で言うてしまうのですけれども。

(東委員) そうですね。種類がまた違いますね。

(加茂委員) そうです。

(事務局) 生物多様性に配慮した森づくりと安全性に配慮した森づくりとでは、それぞれやり方が違うので、そういう部分をもう少しわかるようにします。

(望月部会長) 適切に管理していくためには、単純に樹木を切ったり、樹林地を買ったりすれば良いというものではなくて、ガイドラインをつくって、12か月でなにをするのか順番に取り決めておかないと、きちんとした管理はできない。

(加茂委員) そのガイドラインがとても大事だということはわかったのですが、それを伝える場があまりないなと思います。

(望月部会長) そうです。ないのですよ。5ページの上に出ているような、森の育成と保全管理計画の策定を、愛護会の皆さんと打ち合わせをしながら、話を進める。そういうことができて、初めて市民の森がうまく維持管理されていくという仕組みづくりになっています。でも、これはわかりにくいですね。

(事務局) そうですね。ビフォア・アフターのようなものがあるといいかもしれないですね。

(望月部会長) そのビフォア・アフターという考え方はいいですね。それはわかりやすいのではないですか。

(加茂委員) あと、「ここは、萌芽更新のために伐ったのですよ」ということがわかるような表現もほしいですね。

(事務局) 萌芽更新をすることで、林床に光が当たると、今まで埋まっていた種が発芽して、違った植物が出てくるとか、そんなところでしょうね。

(加茂委員) 例えば、現地にそのような案内板を出すことはありますか。

(事務局) 少しはやってはいます。

(加茂委員) 知らない人が見て、大変だ、木がなくなってしまった。切られてしまって、なくなっている、という発想をする方が多いので、そういうことではないということを示すために、案内を出してほしいですね。

(事務局) 萌芽更新をする場合は、目的をお知らせするようにはしていると思います。

(望月部会長) 最後の施策3に移ります。今度は“森と市民とをつなげる取組の推進”です。みどり税も使っているんですね。

(事務局) 使っています。

(望月部会長) 先ほど見せていただいたウェブページは、もっと宣伝できないかなと思うのですが。

(東委員) 「樹林地保全マップ」ですか。

(望月部会長) そうです。

(事務局) そうですね。ウェブにつながっていないので見えづらかったですけれども、やってみるとなかなかわかりやすいとは思いますが。

(望月部会長) 報告書でも「樹林地保全マップ」をもっと宣伝したいです。

(加茂委員) そうですね。地図でこういうところにこれがあるとわかることはとても良いので、文章でも書いてほしいですね。

(望月部会長) 6ページに「ガイドマップの作成」と書いてあるのですが、これをもう少し宣伝してもらえると良いと思います。もちろん、市民の森に触れるという意味では、クラフト教室なども良いのですが、実際に行くという話になると、ウエルカムセンターが働くのですね。一般の市民の皆さんが見ることができるとなりますと、これですね。ガイドマップの作成やホームページをつくったということは、ぜひ宣伝してほしい。

(東委員) ガイドマップはどこで配布しているのですか。

(望月部会長) これは現地の森でしょう。

(事務局) 現地とか、ウエルカムセンターとか、当然、市役所でも配布しています。

(加茂委員) これは所在地にあたる区役所にもあります。小学校の先生などが意外と知らないですよ。学校などには置いていないのですか。

(事務局) 学校には、直接はお配りしていません。

(加茂委員) 学校にそういう情報があると、遠足なりにちょうどよかったですね。
青葉区の先生に新治のことを紹介したら、どこにあるのですかという感じです。みなさん近くにお住まいなのですが、実際はよく把握していない状況です。

(望月部会長) 先ほどのウェブページは、ぜひ、この“森と市民をつなげる取組の推進”のところに載せられませんか。

(事務局) 広報部会でも御紹介をさせていただいたので、どちらかに載せるような形で修正させてください。

(望月部会長) 時間が押しているのですが、加茂さん、東さん、何か御意見はありますか。

(加茂委員) 子どもたちにどのように伝えるかということがなかなか難しいと感じています。間伐材クラフトというものはキーホルダー

ですね。

(事務局) そうです。

(加茂委員) あれは随分広がっているように感じますが、どうなのでしょう
うか。年間、どのぐらい活用されているのですか。

(事務局) 1万セットほど毎年発注しまして、各区のイベント等で活用し
てもらっています。

(加茂委員) そのときに、せっかくですから、森のことももう少しうまく
伝えられるようにしていただきたいですね。パネルなどに何か
説明を書いてみるとか。実際に2回ぐらい活用しているのです
が、子どもたちにうまく説明することが難しくて。

(事務局) みどりアップ計画のパネルをつくってあるので、おそらく、
それとセットで貸し出しをしていると思います。

(加茂委員) みどりアップ計画のパネルはあるのですが、子どもた
ちに何を伝えるかというのが難しいのです。せっかくの機会な
ので、何か伝えたいのですが。

(事務局) 大人向けのパネルはあったのに、子ども向けのパネルが無い
ということですか。

(加茂委員) はい。間伐材の説明があるのですが、間伐という言葉自体、
子どもたちにとっては少し難しいです。せっかく、そんなにた
くさん利用してくださるなら、それを見たら、大切さのような
ものが伝わるようなものがほしいなと思います。

(事務局) そうですね。パネルが大人向け過ぎるというはあるかもし
れませんが。

(望月部会長) 評価についてはよろしいですか。大体、私も読ませていただ
いたのですが、評価については、この評価でいいと思っています
。本日の第1議題については、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(東委員) 評価外の質問をしてよろしいですか。

(望月部会長) では、議題のその他に参りましょうか。「2 その他」で、委
員の皆様、何かございましたらどうぞ。

(東委員) この前、本会議のときに質問したのですが、みどりアップ計
画はもともと水と緑の基本計画が基になっているということ
でしたね。横浜市は川もあり、海にも囲まれています。では、水辺を
守るといのはどうしていくのかというところが、みどりアップ
計画の中ではフォローしてこなかったところですが、ここは難
しいことなのでしょうか。

(望月部会長) 水と緑の基本計画の中に水辺の事柄についても書かれています。

(加茂委員) そうなのです。あるのですが。

(事務局) みどりアップ計画として、直接的に水辺の事業が組み込まれているかといいますと、そうではないかもしれませんが、けれども、市全体の仕事としては、今、話題に出ましたように、水と緑の基本計画の中に基づいて、例えば親水拠点の整備とか維持管理とか、そういうものも含めて、市全体として取り組んでいます。水と緑の基本計画では、水の計画と緑の計画を一緒にして、流域単位でこう進めていきたいと思いますということをやっています。

(望月部会長) 川辺と海辺と2つあるのです。河川のほうは基本的に、この間も説明いたしました、国の管理しているところと県の管理しているところ、市の管理しているところが入りまじっていて、なかなか市としてこれにどうコミットメントするかといいますと、市の河川については市がやって、なかなか国の河川、大きい川の河川のところは市が直接的に関与するところは難しいところはあるのではないですか。

(事務局) そうですね。役割分担とか権限の違いはいろいろありますが、例えば鶴見川などでは国の河川事務所が音頭をとって、流域の自治体が集まって一緒に取り組んでいます。市だけではなく、国や他の自治体が連携しながら行われているところもあります。

(望月部会長) 東京湾の中側ですと横浜市がある程度コミットメントしていますが、外側のほうになりますと横浜市ではなくなりますよね。

(事務局) そうですね。海辺も藻場の再生とか、そういう取組をやっているところではあります。東京湾に接する自治体でネットワークもあり、その中で情報交換しながら一緒にやっているということも、水と緑の基本計画の中でも少し書かせていただいているところです。

(望月部会長) 水辺との関係にどうつなげていくのかという。

(東委員) そうです。この前、私が行った三浦の小網代の森は、陸と湾とがうまくつながって流域の生態系をわかりやすく紹介していて、とてもいいところだなと思ったのです。

(加茂委員) 氾濫や洪水があったりして、それには源流の森をいかに守るかということが大事であると思っっているのですが、流域の中の森を守ることまではなかなかつながっていないのではと感じています。何かいい形で、うまくみどりアップ計画に入るといいなと思います。また、鶴見川に私もかかわっているのですが、横浜市では道路局が河川を担当していますので、ぜひ環境創造局と密接な関係を築いて進めていっていただけるとありがたいなと思います。

(望月部会長) 道路局の弁護をするわけではないのですが、昔とかなり違って、河川も単にコンクリートで壁をつくるのではなく、なるべく原型に近い形で守っていくかをいろいろと考えているのが現実です。

(加茂委員) その中身はいいのですけれども、組織として。

(望月部会長) 組織として、環境創造局がやっているような森に関する施策とどのように調整していくのかという、その連携をよりスムーズ

ズにしてほしいということですか。

(加茂委員) やっていただけると、良いものができると思うのです。

(事務局) 考え方とか計画論としては一体でやっていますが、実際に各部署での連携が十分かといいますと、御指摘のようなところはあるかと思しますので、そこは十分注意しながら進めていきたいと思えます。

実際には、特別緑地保全地区や市民の森などを例に言いますと、荒井沢市民の森は特別緑地保全地区で、水辺地が中にありますし、新治市民の森、追分市民の森、瀬谷市民の森も同様です。そのようなところの、中に水辺地が含まれているようなところについては、できるだけ一体的な指定を進めるようにしています。

(望月部会長) この横浜みどりアップ計画を推進していることについて、ぜひ大都市や海外に向けて、情報発信をしていただきたい。大都市でさまざまな会議等が開催される機会があるので、横浜の重要な施策の一つとして、機会があれば、ぜひプレゼンしていただきたい。海外に対しても情報発信をしてほしいと思っています。税金を使って取り組んでいるので、とても海外でも注目されると思えます。

何でそんなことを言うかといいますと、ヨーロッパへ行きますと、環境税はCO₂の削減に関してばかりなのです。こういう横浜みどりアップ計画のように、住民一人当たりに対して負担を決めて、すなわち、人頭税というのですが、緑を守っていくというシステムは、非常にユニークです。斬新な取組だと思えます。これだけ成果ができてきているので、海外に対して発信すると、おそらく、海外の人たちも驚くと思えます。

これだけの成果が出ているので、国内にとどめておくのはもったいないです。もちろん、国内にも発信するのですが、国外に発信したほうが反響が強いと思えます。しかも、担保をつけてちゃんと買っているというのはスウェーデンのストックホルムぐらいです。

(東委員) 来週、ちょうどスウェーデン大使館で会議があるのです。

(望月部会長) やりますでしょう。スウェーデンはすごいです。日本でもやっているのだという話をするといいと思えます。ちゃんとみんな、人頭税を取ってやっているのだという話をしてみると、向こうも、ええ、そうなのかという話になる。

(加茂委員) CO₂のほうばかり優先されているけれども、緑のほうもぜひ。

(望月部会長) そういう意見です。

(事務局) ありがとうございます。

(望月部会長) では、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(望月部会長) では、事務局にお返しします。

(事務局) (事務連絡)

	【閉 会】
資 料 ・ 特記事項	<p><配布資料></p> <p>資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 平成27年度報告書(案)【抜粋】</p> <p>資料2 横浜みどりアップ計画 (計画期間：平成26 - 30年度) 平成27年度事業目標及び進捗状況〔平成27年11月末時点〕</p> <p><参考資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ／今宿市民の森・鶴ヶ峰ふれあいの樹林 ・市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ／泉の森ふれあい樹林・中田宮の台市民の森・新橋市民の森